

令和6年度関東地方整備局コンプライアンス推進計画

1. 基本方針

関東地方整備局(以下「整備局」という。)は、職員が整備局におけるコンプライアンスを理解、意識、行動し、国土交通省に期待される社会的要請に応えていくために必要な業務として取組を継続する。

公共事業を執行する官庁として、発注者綱紀保持に重点を置いた取組を継続するとともに、公務員倫理の徹底、適正な公文書等管理やハラスマント防止などについても、関東地方整備局コンプライアンス推進本部(以下「推進本部」という。)を中心、関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会の意見等を踏まえつつ取り組むことにより、誰とでも相談できる風通しのよい魅力ある職場づくりを推進する。

2. 推進施策

(1) 職員の意識の徹底

① 職員のコンプライアンスに対する意識の改革

i)組織のトップによるコンプライアンスの推進等

局長をはじめ、事務所、管理所及び関東道路メンテナンスセンター(以下「事務所等」という。)の組織のトップは、自ら率先して意識改革に取り組むとともに、コンプライアンスの強い意識を継続して表明することにより、職員の意識の改革・向上に引き続き努める。

また、推進本部員は、事務所等視察などの機会をとらえ、意見交換等により現場職員と率直なコミュニケーションを図る。

ii)危機管理意識の醸成

「関東地方整備局職員行動基準」に掲げる「積極的なコミュニケーションを図り、常に情報を共有して、組織で課題を解決します。」の趣旨に則り、日常業務等で発生するリスクへの対応・危機管理の重要性について、コンプライアンス講習会等(コンプライアンス講習会、コンプライアンス講義、巡回コンプライアンス講習会又はコンプライアンス・ミーティングをいう。以下同じ。)や会議の場を通じて、周知徹底を図るとともに、組織内の迅速な情報共有を図る。

iii)不当な働きかけに対する対応の周知

職員に対し、コンプライアンス講習会等を通じて、「発注者綱紀保持規程」(平成19年4月16日関東地方整備局訓令第11号)に定める「不当な働きかけに対する対応」と、「発注者綱紀保持マニュアル」(平成19年10月16日関東地方整備局発注者綱紀保持委員会決定)に定める「不当な働きかけの定義」について、十分な周知を図る。

また、発注者綱紀保持に限らず、外部からの不当要求その他の公正な職務の執行

を損なうおそれのある要求を受けた場合における本局又は上部機関等への報告、情報共有の徹底を図る。

② 発注者綱紀保持の徹底

i)職員に対する徹底

発注者綱紀保持の重要性、特に、事業者との接触ルール、情報管理、違法行為による刑事上、行政上又は民事上のペナルティ等について、コンプライアンス講習会等に加え、副所長会議や担当課長会議等の契約・発注担当職員が会する会議の場において周知徹底する。また、発注情報に接する機会が多い本局及び事務所等の幹部に対しても、確実に周知徹底する。

ii)事業者に対する周知

工事及び業務の競争参加資格者に対して、整備局におけるコンプライアンスの取組の趣旨及び内容並びに入札談合を行った場合のペナルティについて、競争参加資格認定通知書を送付する際や事業者団体との意見交換の際又は入札契約に係る説明会の際あるいは受注者を一堂に会した会議等の場において周知する。

③ 本局が主導する取組

職員のコンプライアンス意識の維持及び向上のため、以下のような取組の実施をもって、組織全体のコンプライアンスレベルの維持及び向上も図る。

i)「関東地方整備局コンプライアンス週間・コンプライアンスの日」の実施

コンプライアンスの取組は年度を通し実施するとともに、職員のコンプライアンス意識を更に高めるため、6月初旬の一週間を「関東地方整備局コンプライアンス週間」として各種取組を実施する。

また、毎月初めの勤務日を「コンプライアンスの日」として、各種セルフチェック等をポップアップ等にて掲示する。

ii)コンプライアンス講義の実施

整備局主催の研修においてコンプライアンス講義を実施する。その内容は、時勢や研修目的と関連づけた講義とする等により、職員の理解が深まるよう考慮する。

iii)コンプライアンス講習会の実施

コンプライアンス意識の高い職場づくりを推進するため、四半期に1回、コンプライアンス講習会を実施する。但し、文書・情報管理月間、国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間等関連する他の取組と兼ねることやコンプライアンス・ミーティングのテーマとすること等により、受講率の向上と職員の負担軽減を図る。

特に、年度最初となる全体事務所長会議の開催に併せ、本局の幹部や事務所等の長を対象とするコンプライアンス講習会を実施する。

また、確実な受講を図るため、インターネット上でコンプライアンス講習会のテキストの掲載や録画映像のオンデマンド配信を行う。

なお、開催に当たっては、公正取引委員会等の外部講師を積極的に招聘するなど、講師の選任に配慮する。

iv)巡回コンプライアンス講習会の実施

適正業務管理官は、発注者綱紀保持の重要性について理解が深まるよう、事務所等に対し、国土交通省における過去の不正事案の発生経緯、再発防止策等を解説する巡回コンプライアンス講習会を実施する。

v)コンプライアンス指導者の養成

国土交通大学校主催「コンプライアンス指導者養成研修」を修了した職員をコンプライアンス指導者として任命し、各部署でのコンプライアンスの取組を支援する。

vi)公務員倫理の徹底

職員の倫理意識の浸透を図るため、国家公務員倫理月間で実施する取組の周知等を行う。

vii)各部署における取組の実効性向上を図るための情報等の提供

適正業務管理官は、各部署での取組を支援し、確実な実施や実効性の向上を図るために、メールやインターネットにより以下のような情報提供を行う。

- (ア)コンプライアンス・ミーティングの題材や公務員の身近な不祥事事例及び好事例
- (イ)講習会録画等映像教材のオンデマンド配信やDVDの貸出
- (ウ)その他、コンプライアンス取組資料・取組手法等の紹介

④ 各部署における取組

各部署においては、自律的・自発的な創意工夫も採り入れ、職員間で意見交換・意見共有する等により、以下及び独自の取組を実施し、実効性の確保を図る。

i)所内会議における情報提供

定例会議等の所内会議を通じて、本局からのコンプライアンスに関する情報の提供、各所属からの報告等を共有することにより、コンプライアンス意識の維持及び向上を図る。

ii)コンプライアンス・ミーティングの実施

身近な問題をテーマ(各部署独自作成可)としたコンプライアンス・ミーティングを四半期に1回以上実施し、職員相互間での意見交換を通じて、不正の芽を小さいうちに摘み取る組織風土を醸成する。実施にあたっては、適宜所属横断的(事務所等・課混合、役職・階層・職種別等)に職員を組み合わせる等の工夫を施す。

iii)コンプライアンス指導者の活用

各部署で実施するコンプライアンスの取組において、コンプライアンス指導者を積極的に活用する。

iv)取組のフォローアップ

所長は、各種取組は業務の一環であることを職員に理解させる。その上で、少なくとも四半期に1回以上、コンプライアンス講習会等に参加させ、特に発注者綱紀保持に関しては、年1回以上、コンプライアンス講義、コンプライアンス講習会又は巡回コンプライアンス講習会に参加させる。やむを得ず参加できない職員に対しては、インターネット上のコンプライアンス講習会の録画映像等を活用し、一堂に会する場を設けるなどで確実な実施を図る。

(2)情報セキュリティの徹底

① 適正な公文書等管理の徹底

「公文書等の管理に関する法律」(平成21年法律第66号)、「国土交通省行政文書管理条例」(平成23年4月1日国土交通省訓令第25号)等に基づき、公文書等の作成、整理、保存、廃棄又は移管の各段階における職員の役割等について、講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正な公文書等管理の徹底を図る。

② システム情報管理の徹底

「国土交通省情報セキュリティポリシー」(平成18年4月19日国土交通省情報化政策委員会決定)、「関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書」(平成25年3月28日関東地方整備局情報セキュリティ対策委員会決定)等に従い、以下のような情報の格付け等について、教育資料をインターネットに掲載する等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、適正なシステム情報管理の徹底を図る。

- i)職員が情報を作成・入手した際には、当該情報の重要性・機密性を判断した上で、適切な情報の格付けを決定し、それぞれの重要性・機密性に見合った管理・保存を行うこと。
- ii)秘密文書に当たる機密性3情報は厳重な管理を徹底するとともに、それ以外の情報にあっても、重要性・機密性の高い情報については、アクセス制限、パスワードや暗号などを活用した情報管理を行うこと。

③ 入札契約に係る情報管理の徹底

「発注者綱紀保持規程」に定める情報管理総括責任者は、年度初めに所属職員へ向け、また契約・発注担当職員が会する会議の場等を通じ、情報管理の重要性と厳重な管理について周知徹底する。特に、新たに発注事務に携わる職員に対しては確実に行う。

また、情報管理責任者は、「発注者綱紀保持マニュアル」に定められた発注事務に関する情報の管理(積算業務と評価業務の分離、アクセス制限・パスワード設定、入札・契約手

続運営委員会資料のマスキング等)を徹底する。

④ 個人情報保護の徹底

「国土交通省保有個人情報等管理規程」(平成 17 年 4月 1 日付け国総情企第 89 号)、「国土交通省の行う個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程」(平成 27 年 12 月 24 日付け国総情政第 329 号)、「関東地方整備局の保有する個人情報の安全確保の措置について」(令和 3 年 11 月 9 日付け国関整総第 92 号)等に基づき、行政文書の誤郵送や官貸与の携帯電話等の紛失をはじめ、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止の重要性について、講習会等により繰り返し周知し、職員の理解を向上させ、保有個人情報の適切な管理を徹底する。

(3) 職場の環境づくり

① 執務環境の保持等

情報漏洩防止を図るため「発注者綱紀保持規程」、「発注者綱紀保持マニュアル」等に従い、以下のような取組を継続し、適正な執務環境を保持する。

- i)入室制限の周知
- ii)オープンな応接場所の確保
- iii)副所長室の可視化又は相部屋化

② ハラスメントの対策

セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びパワー・ハラスメント等に関する職員からの相談に対応するため、人事院規則等に基づき、相談体制を整備し、その周知を図る。

また、各種研修や「ハラスメント防止週間」の取組等を通じて、ハラスメントの対策の重要性について周知徹底し、職員一人一人が意識をもって行動することでハラスメントの無い職場環境を生み出し、職員がその能力を充分に發揮できるような良好な勤務環境を確保する。

③ 外部報告窓口の活用

「発注者綱紀保持規程」に基づき、外部報告窓口を設置する。

外部報告窓口は、発注者綱紀保持に関する報告のほか、国家公務員倫理及び各種ハラスメントに関する報告等、コンプライアンス違反に該当する又は該当すると思料される事実に関する報告の窓口としても活用する。

3. 実施状況及び実効性の検証

(1) 推進本部によるモニタリング等

推進本部は、各部署における取組や実施状況等のモニタリングとフォローアップを行い、必要に応じて本推進計画の見直しを行う。

(2) 内部監査の充実・強化徹底等

コンプライアンスの取組状況等について、一般監査実施計画の重点項目に位置付け、監査を行う。監査結果については、適宜、コンプライアンス推進の取組等へ反映する。

4. その他

(1) 事務所等における推進計画の策定等

事務所等の長は、事務所等のコンプライアンス推進本部の体制の下、「令和6年度コンプライアンス推進計画」として具体的な活動予定(以下のような取組を盛り込むこと)を策定周知し、着実に実施する。

- ① コンプライアンス・ミーティングの実施
- ② 事業者に対する整備局のコンプライアンスに関する取組の周知
- ③ 不当要求への対応

(2) 各部署における実施状況の報告

適正業務管理官及び事務所等の長は、各四半期における実施状況を各四半期終了後、別途指示する日までに推進本部長に報告する。

(3) 令和6年度関東地方整備局コンプライアンス報告書の取りまとめ

推進本部長は、(2)により提出された報告に基づき実施状況を評価し、関東地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会の意見を踏まえ、「令和6年度関東地方整備局コンプライアンス報告書」を令和7年7月末日までに取りまとめて公表する。